

鋼船規則

D 編

機関

鋼船規則 D 編

2010 年 第 2 回 一部改正

2010 年 12 月 27 日 規則 第 101 号

2010 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2010 年 7 月 27 日 理事会 承認

2010 年 12 月 9 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
財団法人 日本海事協会

2010年12月27日 規則 第101号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する

D 編 機関

13章 管艙装

13.4 排水装置，衛生装置等

13.4.1 一般

-5.を次のように改める。

-5. 前-3.にかかわらず乾舷甲板上の閉囲された貨物区域の排水管にあっては以下の規定を満足しなければならない。

- (1) 船舶の横傾斜が 5° を超えた場合に乾舷甲板端部が没水するような乾舷である船舶の排水管は-3.(1)から(3)に従って直接船外に排出すること。ただし，次の(2)(a)から(c)を満足する場合にあっては，排水管を船内ビルジだめに導いて差し支えない。
- (2) 船舶の横傾斜が 5° 以下の場合に乾舷甲板端部が没水するような乾舷である船舶の排水管は次を満足するものであること。
 - (a) 当該区域の排水管は船内ビルジだめに導くこと。
 - (b) 当該ビルジだめには高液面警報装置を備えること。
 - (c) 当該区域に固定式炭酸ガス消火装置が備えられる場合には排水管に炭酸ガス漏洩防止の措置を施すこと。

附 則

1. この規則は，2010年12月27日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。